

平成 28 年 度

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業

(放課後等福祉連携支援事業)

事業成果報告書

徳島県教育委員会
藍住町教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	推進体制及び事業内容	3
III	実践研究	8
1	放課後等デイサービス事業所と小学校との連携の現状と課題に関するアンケート調査	8
2	事業所・小学校間の日常及び緊急連絡方法に関する事例調査	15
3	事業所及び学校における支援計画・指導計画の試行的な交換	19
IV	理解啓発の取組	24
1	発達障がい教育講演会	24
2	教育及び福祉関係者対象研修会	25
3	福祉関係者研修会	25
4	教育関係者研修会	26
5	教育相談事業	27
V	まとめと今後の方向性	28
VI	文献	30
VII	資料	31

I はじめに

1 背景・問題意識、提案理由

改正児童福祉法(平成24年4月施行)によって、小学校から高等学校に在籍する障がいのある子供が利用する放課後等デイサービスが始まった。この制度が創設されたことにより、放課後等デイサービス事業所が全国的に急増している。

これに伴い、従来は障がい児支援に特に関わりのなかった株式会社や、介護保険事業を主とする社会福祉法人など、新しい運営主体が放課後等デイサービスの分野に参入してきている。「第2回障害児支援の在り方に関する検討会(厚生労働省, 2014)」によれば、放課後等デイサービス事業所は平成24年度の1年間で事業所数は2,540か所から3,115か所へと急増しており、「平成27年社会福祉施設等調査(厚生労働省, 2016)」においては、平成27年10月の時点で全国6,971カ所の事業所に124,001人の子どもが通っていることが明らかになっている。徳島県でも、放課後等デイサービス事業所数は平成24年の31か所から平成29年2月には92か所へと急増している(徳島県, 2017)。

新しい制度が始まり、株式会社や様々な法人が増えたことで放課後活動の在り方も多様となり、新たな課題が浮かび上がってきている。例えば「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(2010, 2014)」は、過去2回にわたってアンケート調査を実施しており、「職員の専門性の向上について、子供にとっての豊かな放課後活動の創造のためにも十分な知識や技能、経験を持った職員の育成は、職員の自己研鑽も含め急務」であること、「事業所と学校との連携について、「学校との連携がなかなか取れない」、「学校との連携で、子供の性格、その日の体調など情報共有が不足していて、支援の内容や対応に苦慮している」等の課題を明らかにしている。

また、平成27年4月には、事務連絡『放課後等デイサービスガイドライン』に係る周知について(厚生労働省, 2015)が発出されており、そこでは「ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校の具体的な連携方法の概要」が示されている。

平成28年1月「徳島県発達障がい者総合支援プラン」にかかるパブリックコメントにおいても「児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所のスタッフが発達障がいについての知識や対応技術をさらに高めていく必要があるため、スキルアップのための事業の充実を図ってほしい」との意見が寄せられた。

これらのことから平成28年度は、モデル地域における学校と放課後等デイサービス事業所の連携について実態把握をするとともに、福祉連携校及び連携事業所に在籍する発達障がい等のある児童に対する支援の充実のため、福祉連携校と放課後等福祉機関との連携支援の在り方、相互の支援内容の共有方法についての研究を行う。

Ⅱ 推進体制及び事業内容

1 福祉連携校

(1) 学校名

藍住町立藍住南小学校

(2) 児童生徒数・学級数等（平成29年1月1日現在）

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	94	3	93	3	108	4	93	3	98	3	110	4
特別支援学級	5		7		3		5		4		4	
通級による指導 (対象者数)	4		5		1		6		5		0	
教職員数	校長	教頭	教諭	養護 等 教諭	助教	ALT	事務 職員	特別支援 教育 支援員	スクールカウンセ ラー	その他	計	
	1	1	36	1	4	0	1	(1)	0	(2)	44(3)	

() は外数で町費職員

※特別支援学級の対象としている障がい種：知的障がい，自閉症・情緒，肢体不自由，病弱

※通級による指導の対象としている障がい種：言語障がい・LD

(3) 福祉連携校選定の理由

藍住町は、小学校4校に約2,100名の児童が在籍し、放課後等デイサービス事業所は町内に10か所設置されている。これまでも学校と放課後福祉機関等との連携については課題が存在することが認識されてきた。藍住町は、特別支援地域連携協議会を年3回開催し、教育、福祉、医療関係の専門家と情報交換できる機会を有している。この特別支援地域連携協議会に放課後等デイサービス事業所の関係者の参加を促すことにより、本研究の成果を藍住町全体にひろげることで、市町村における放課後等福祉連携のモデルが構築できる。また、県民対象講演会や教員研修、特別支援地域連携協議会といった場を通してモデルを県下全域に拡大できる。こうした連携モデルの構築及び拡大の可能性を踏まえ、福祉連携校を選定した。

(4) 福祉連携校の特色、特別支援教育に係る近年の取組

藍住町は、かつて農業を主要産業とする地域であったが、徳島市に隣接した

ベッドタウンとしての宅地化や大規模商業施設の進出等により、各地からの人口流入がある。藍住南小学校は、児童数の減少が続く県内にあって、現在、600人以上の在籍者があり、吉野川以北では最大規模となっている。核家族で両親が共働きの家庭が高い割合を占め、単身家庭、要保護・準要保護家庭なども多く、放課後支援の必要性は高い。現在、放課後等デイサービス事業所等の療育機関に、特別支援学級だけでも11名の児童が通っている。

特別支援学級は、知的障がい2学級、自閉症・情緒障がい2学級、肢体不自由1学級、病弱1学級と障がい種別が多様であり、28名が在籍している。平成29年度には、特別支援学級全体の児童数が増加する予定である。通級指導教室は2学級あるが、常に待機児童を抱えている状況である。通常の学級においても特別な支援を必要とする児童が多数おり、そうした児童への指導や対応に割く担任の労力は大きい。

藍住南小学校では、特別支援教育コーディネーター3名が中心となり、特別支援学級のみならず通常の学級において特別な支援を必要とする児童の実態把握と個別検査を実施し、特別支援学級への入級や通級指導教室への通級をすすめている。また、特別支援学級6学級の円滑な運営における指導的役割のほか、通常の学級担任の相談、校内研修を通じた教職員の専門性向上、保護者の理解啓発等、校内支援体制の構築を進めている。

2 放課後等福祉機関の概要

(1) 機関の名称

特定非営利活動法人 とくしま発達支援センター れもんキッズ藍住

(2) 障害児通所支援又は放課後児童健全育成事業等開始年月日

開始年月日：平成26年7月1日

事業名：児童発達支援センター・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

(3) 事業概要

人員及び組織体制：施設長1名、管理者1名、児童発達支援管理責任者1名、指導員15名（保育士・児童指導員・臨床心理士・音楽療法士・言語聴覚士）

定員：児童発達支援30名、放課後等デイサービス10名

放課後等デイサービス契約者数：21名。内訳は小学校17名、特別支援学校4名（小学部3名、高等部1名）。

(4) 個人情報保護のための体制について

れもんキッズ藍住運営規程第16条より、本事業において小学校と放課後等

デイサービス事業所が連携し、個別の教育支援計画等を作成する際には、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得るものとする（以下抜粋）。

第16条（個人情報の保護）事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

3 教育委員会の取組

（1）徳島県教育委員会

藍住町教育委員会、福祉連携校及び放課後等福祉機関の取組に対して助言を行うとともに、県下全域の学校等に対する教育相談、県民及び教育・福祉関係者対象の講演及び研修を開催する。こうした講演及び研修を通して藍住町の放課後等福祉連携に関する取組を紹介し、県下全域における学校と放課後等デイサービス事業所との連携についての意識向上、具体的な連携のための支援体制構築への理解を促す。また、徳島県立総合教育センターのホームページ上で活用可能な形で研究成果物を公開することにより、学校と放課後等デイサービス事業所との連携を促進する。

（2）藍住町教育委員会

福祉連携校及び放課後等福祉機関の取組に対して助言を行うとともに、福祉連携校で得られた成果を藍住町特別支援地域連携協議会で共有する取組を行い、藍住町における放課後等福祉連携モデルの構築を目指す。

4 教育福祉連携研究地域運営協議会

小学校等に在籍する発達障がい等のある児童に対する支援の充実のため、藍住町内の小学校等と放課後等デイサービス事業所との連携支援の在り方、並びに支援内容の共有化方法についての研究の推進を目的とし、「教育福祉連携研究地域運営協議会」を設置した（表1）。「教育福祉連携研究地域運営協議会設置要綱」を資料1に示した。

表1 教育福祉連携研究地域運営協議会

No.	所属・職名	氏名	備考
1	富本小児科内科 院長	富本 尚子	医師
2	徳島大学大学院総合科学研究部人間科学系心理学分野 教授	上岡 義典	臨床心理士
3	れもんキッズ藍住 施設長	武知 理絵	
4	れもんキッズ藍住 管理者	喜家田 眞一	
5	藍住町立藍住南小学校 校長	井本 美智子	
6	藍住町立藍住南小学校 特別支援教育コーディネーター	駒留 昌美	
7	藍住町立藍住南小学校 特別支援教育巡回相談員	岸本 みゆき	
8	藍住町立藍住南小学校 放課後等福祉連携調整員	森 利枝	
9	徳島県立板野支援学校 特別支援教育巡回相談員	堀江 智重子	
10	徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 班長	田中 清章	
11	藍住町教育委員会 教育長	和田 哲雄	
12	藍住町教育委員会 専任主幹	斎藤 律子	
13	藍住町理事 福祉課長事務取り扱い	三木 慶則	
14	徳島県教育委員会特別支援教育課 課長	榊 浩一	
15	徳島県教育委員会特別支援教育課 統括指導主事	猪子 秀太郎	

5 平成28年度の取組内容

平成28年度における本事業の取組内容は、表2の通りである。

表2 平成28年度 放課後等福祉連携支援事業の取組内容

実施時期	実施内容	備考
平成28年7月～8月	学校と放課後等福祉機関との連携に関する 事前アンケート調査の実施と分析	藍住町内の事業所 10 カ所, 小学校4校
平成28年9月23日	コンサルテーション (教育相談)	徳島大学 山本教授
平成28年9月29日	第1回教育福祉連携研究地域運営協議会	研究計画の検討
平成28年10月1日～ 平成29年3月31日	放課後等福祉連携調整員の配置 福祉連携校における教員への支援	藍住南小学校
平成28年10月	事業所・小学校間の日常及び緊急連絡方法 に関する事例調査の実施と分析	2事例
平成28年10月31日	コンサルテーション (教育相談)	鳴門教育大学 井上教 授
平成28年11月～平成	事業所及び学校における支援計画・指導計	2事例

29年1月	画交換の試行	
平成28年11月3日	発達障がい教育講演会	アズ直子 氏
平成28年11月27日	特別支援教育研修会	大阪樟蔭女子大学 田中准教授
平成29年1月26日	藍住町特別支援地域連携協議会での中間報告	次年度以降の協力依頼
平成29年2月20日	特別支援教育指導方法研修会	ADDS 熊仁美, 西内裕二 氏
平成29年2月23日	第2回教育福祉連携研究地域運営協議会	成果と今後の課題の検討
平成29年3月2日	専門家（大学教員）による教職員向け研修会	福祉連携校で実施
平成29年3月11日	特別支援教育研修会	プール学院大学 松久准教授

Ⅲ 実践研究

1 放課後等デイサービス事業所と小学校との連携の現状と課題に関するアンケート調査

(1) 目的

質問紙調査をとおして、藍住町内における放課後等デイサービス事業所と小学校の連携について現状と課題を明らかにする。

(2) 方法

調査対象は、藍住町内の放課後等デイサービス事業所 10 か所、及び藍住町立小学校 4 校であった。質問紙は、「放課後等デイサービス事業所と小学校との連携に関する調査」として、事業所版と小学校版の 2 種類を作成した（資料 2, 3）。調査項目は、利用児童の情報交換の課題と解決策、それぞれの個別の支援計画の内容や連携の状況等であった（表 3）。

表 3 調査項目

事業所版	小学校版
<ul style="list-style-type: none">・定員・利用児童数・情報交換の課題・既に行っている取組・行ってみたい取組・小学校の個別の教育支援計画を見たことがあるか?・支援計画作成の有無・指導目標の例・支援計画についての小学校との情報交換・その他の課題	<ul style="list-style-type: none">・利用児童数・情報交換の課題・既に行っている取組・行ってみたい取組・事業所の支援計画を見たことがあるか?・個別の教育支援計画作成の有無・指導目標の例・個別の教育支援計画についての事業所との情報交換・その他の課題

(3) 結果

調査の回収状況は、表4の通りであった。

表4 調査回収状況

	対象数	回収数	回収率
放課後等デイサービス事業所	10	7	70%
小学校	4	4	100%

回答のあった7事業所の放課後等デイサービスの同時利用者の定員を表5に、事業所別の利用児童数（通常小学校のみ）を図1に示した。

表5 事業所の定員

事業所名	定員
A	10
B	10
C	10
D	10
E	5
F	25
G	17

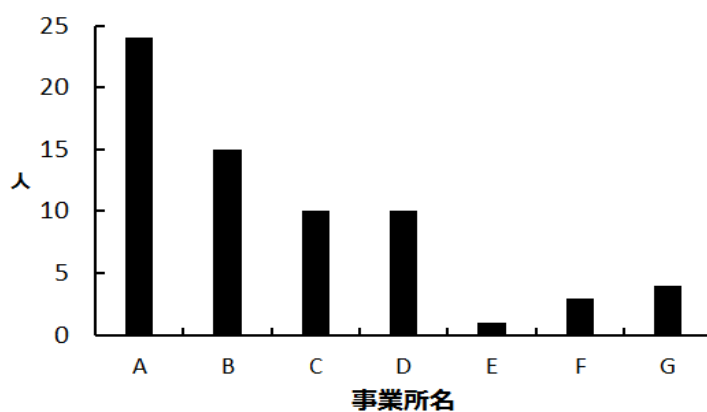


図1 事業所別放課後等デイサービス利用児童数

小学校の放課後等デイサービス利用児童数は、図2の通りであった。

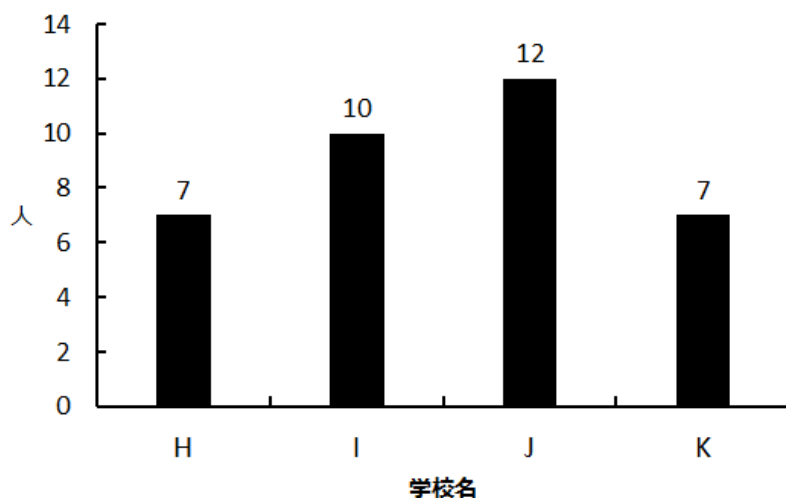


図2 小学校別放課後等デイサービス利用児童数

事業所と小学校における情報交換上の課題の有無については、事業所 7 カ所のうち 4 カ所、及び小学校 4 校すべてが「課題あり」と回答した（図 3）。

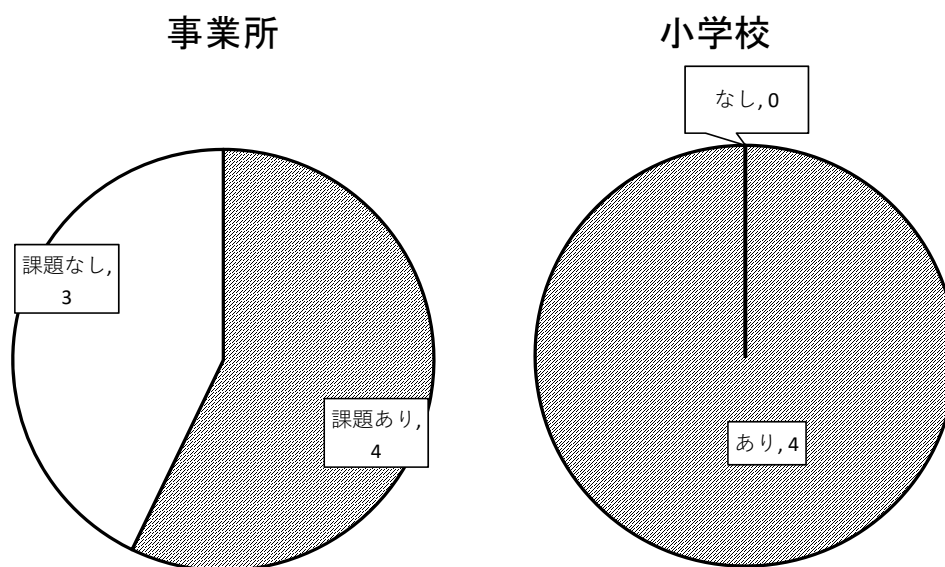


図 3 事業所と学校間の情報交換における課題の有無

事業所、小学校それぞれが記述した「相互の情報交換における課題」の主な内容は、表 6 の通りであった。

表 6 相互の情報交換における課題

事業所	小学校
<p><u>地域、学校ごとの温度差</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域により幼・小との連携が難しいところもある。 ・学校ごとの情報共有の積極性に差がある。 <p><u>定期的な会議等の困難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と事業所の時間の流れが違うことから疎遠になりがち。 ・個別に気になる場合以外は、ケース会議等の定期的な情報交換が難しい。 <p><u>サービス等の説明不足</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な福祉サービスを説明する必要がある。 	<p><u>送迎時刻等の伝達不足</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事等の下校時刻の変更が伝わらず、児童を待たせたり、確認連絡をしたりする。 ・下校時間や事業所の送迎時間の変更が伝わらず、児童の待ち時間が長くなる。 <p><u>定期的な会議等の困難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・迎えの際、短時間で健康状態等を伝えているが、事業所の指導計画や活動の情報交換をする時間がとれない。 <p><u>連絡帳等について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡ノート等を見る場合、保護者

に加え教員の許可も取ってほしい。

事業所及び小学校が既に行っている相互連携の取組は、表7の通りであった。

表7 既の実施している相互連携の取組

事業所	小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎時の情報共有(2件) ・不定期だが電話連絡 ・学校と保護者の連絡ノートの参照、場合によっては記入 ・運動会への参加 ・夏休みに先生方との交流 ・保育所等訪問支援の契約児童の場合、授業参観や発達検査の結果伝達、集団生活の課題の聞き取り、担任・保護者、事業所で話し合う機会の設定等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎時に体調等の伝達 ・毎年、町の特別支援教育部会による事業所見学(3校が回答) ・必要があれば保護者に許諾の上、デイの見学・情報交換 ・1事例についてケース会議を開催

今後、行ってみたい連携の取組は、表8の通りであった。

表8 今後、実施したい連携の取組

事業所	小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・互いの参観(2件) ・参観日ではない普段の授業の参観 ・関係づくり、専門性向上の研修を定期的に学校で実施できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイでの取り組み(学習、自立活動等)についての情報交換(3件) ・個別の指導計画の情報交換 ・引き続き事業所の見学 ・就労についての話 ・未利用児への体験や行事の呼びかけ

事業所，小学校それぞれの個別の支援計画等の作成状況は，図4の通りであった。

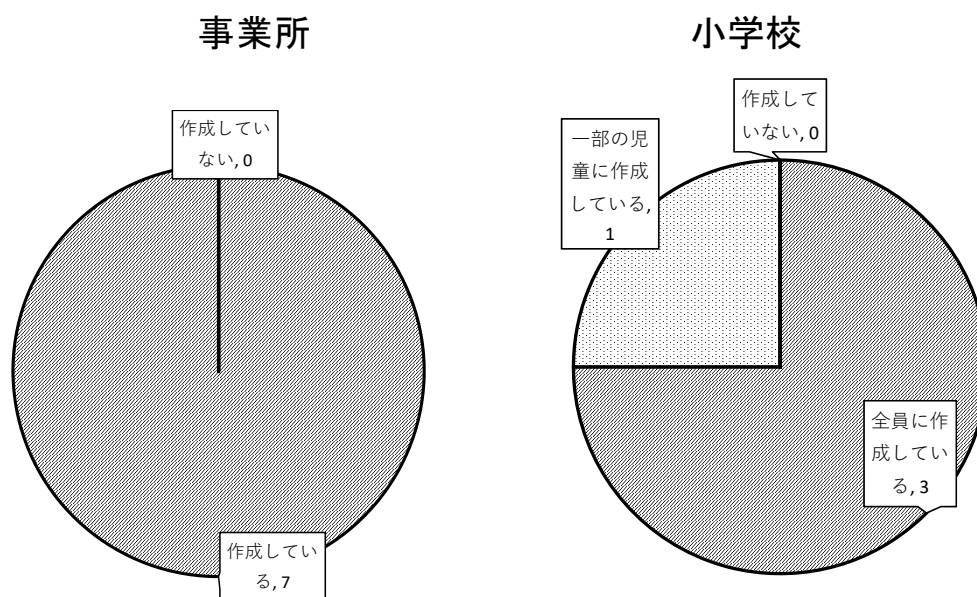


図4 個別の支援計画等の作成状況

事業所及び小学校の「個別の支援計画，指導計画等に記載された指導目標例」の記述を求めたところ，表9の通りであった。

表9 個別の支援計画，指導計画等に記載された指導目標例

事業所	小学校
<p><u>学校の宿題等(7件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿題に一定時間取り組む。 ・正しい姿勢で学習する。 <p><u>遊び等による集団活動(6件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達とルールのあるゲームをする。 ・友達と遊びを通してコミュニケーションが取れる。 <p><u>要求の表出(3件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で伝える。 <p><u>その他(2件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体を動して楽しく活動する。 	<p><u>学習への取り組み(5件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に文字を書く。話を聞く。 ・苦手な学習に落ち着いて取り組む。 <p><u>ルールの遵守, 集団生活(5件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達と仲良く過ごす。 ・スケジュールに従う。 ・自分から挨拶をする。 <p><u>要求の表出(3件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・困っている時「手伝ってください」と言う。 <p><u>身辺処理(4件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身のまわりの整理整頓をする。 ・準備を自分でする。

事業所及び小学校に対して「相手方の支援計画等を見たことがあるか」を問うたところ、図5の通りであった。

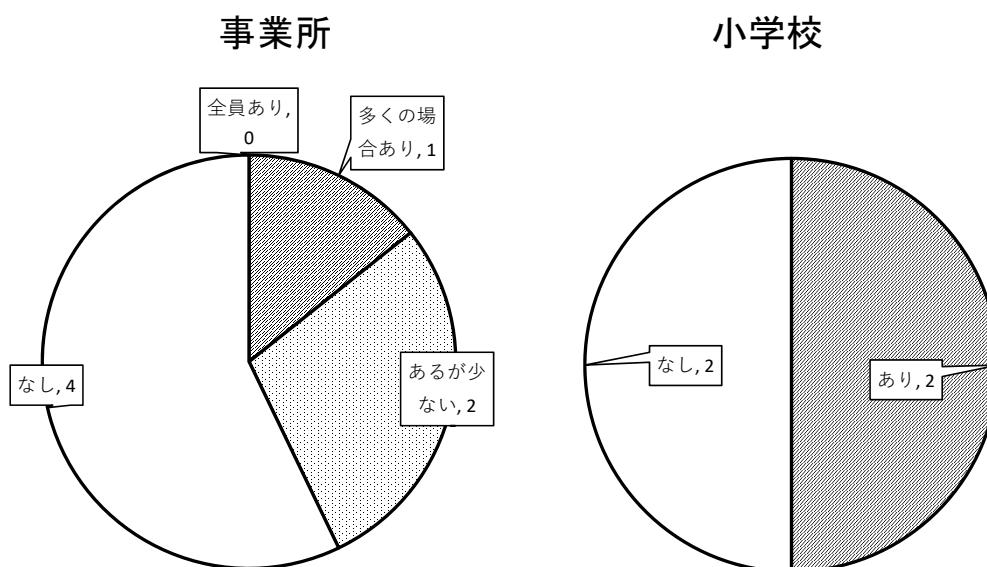


図5 相手方の支援計画等の閲覧の有無

事業所及び小学校に「個別の支援計画等に関する相手方との情報交換の有無」を問うたところ、図6の通りであった。

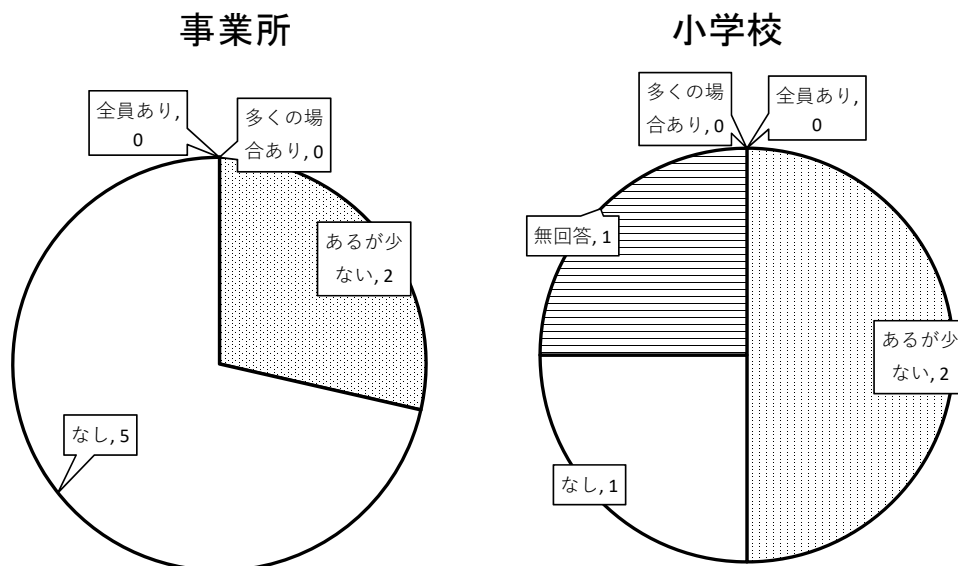


図6 相手方との情報交換の有無

事業所及び小学校に、放課後等デイサービス事業を利用する児童について「その他の課題」を問うたところ、表10の通りであった。

表10 その他の課題

事業所	小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を含む各機関との関係づくり ・発達障がい児に対応した事業所や、専門性を有するスタッフの不足 ・社会性、協調性等の支援が課題 ・放課後等デイの保護者への周知不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所で様々な子どもと関わるコミュニケーションの力を育成してほしい。 ・事業所との十分な情報交換の時間がとれない。 ・事業所と連携する上での個人情報保護に課題を感じる。

(4) 考察

両者に共通する課題として記述が多かったのは「定期的な会議開催の困難」であった。事業所の課題では、「地域、学校ごとの積極性の差」、「サービスの周知不足」が多かった。小学校の課題では、「送迎時刻等の伝達不足」、「連絡帳等の活用上の課題」が多かった。両者とも個別の支援計画等は作成しており、「教科学習、あるいは学校の宿題に取り組むこと」、「集団活動、ルールの遵守」、「要求の表出」など、共通した指導目標も多かった。両者とも、個別の支援計画等について相手方と情報交換することは「ない」又は「少ない」という回答が多かった。

事業所と小学校の間で利用児の体調不良や予定変更など確実に伝達すべき内容があることから、両者とも相互の直接連絡の必要性については感じているが、定期的な会議の開催等は困難であるため、電話や連絡帳など双方が簡便に直接連絡できる方法を確立することは重要である。また、事業所と小学校の個別の支援計画等の指導目標には共通する内容があり、双方の指導の手立ての共通化や専門性に関する情報交換が必要である。

これらのことから、事業所と小学校の間の相互連絡についてより具体的に検討するために、福祉連携校及び連携事業所の事例について聞き取り調査を行う。また、福祉連携校及び連携事業所の事例について、保護者の同意を得た上で個別の支援計画等を相互に交換する試みを行い、その効果と課題を検証する。

2 事業所・小学校間の日常及び緊急連絡方法に関する事例調査

(1) 目的

事業所及び小学校の事例の聞き取りをとおして、事業所と小学校における日常及び緊急連絡に関する課題と解決策を明らかにする。

(2) 方法

A 事業所の利用児童から事例 1，B 小学校の在籍児童から事例 2 をそれぞれ選定した。各事例のプロフィールを表 1 1 に示した。

表 1 1 事例のプロフィール

	利用事業所	在籍校	学年，障がい名，諸検査等
事例 1	A 事業所	C 小学校	特別支援学級 1 年生，自閉症スペクトラム
事例 2	D 事業所	B 小学校	特別支援学級 2 年生，知的障がい，てんかん，新版 K 式発達検査：全領域 3 8 ヶ月

それぞれの事例について、A 事業所の職員及び B 小学校教員から事業所と学校間における日常及び緊急連絡に関する課題と想定される解決策を聞き取った。聞き取り内容を表 1 2 に示した。

表 1 2 事業所と学校間における日常及び緊急連絡に関する聞き取り内容

日常連絡 について	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡方法（例：下校時に口頭，連絡帳，電話，メール等） ・連絡内容（例：健康状態，下校時刻変更，年間計画，行事予定等） ・日常連絡についての課題 ・課題の解決策
緊急連絡 について	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡方法（例：携帯電話，メール，決めていない等） ・連絡内容（例：体調，パニック，問題行動等） ・緊急時連絡についての課題 ・課題の解決策 ・緊急対応マニュアル作成の有無 ・緊急対応マニュアル作成の必要性の有無と内容

(3) 結果

事例1, 2の聞き取り内容は、表13, 14の通りであった。

表13 事例1の聞き取り内容（回答者：A事業所職員）

<p>日常の連絡について</p> <p>・連絡方法 下校時に担任の先生等と口頭で引継ぎを行う。特に許可を得ていない場合は、学校と家庭の連絡帳は見えない。</p> <p>・連絡内容 健康状態、学校での様子、下校時間の変更</p> <p>・日常連絡についての課題 特別な事案以外での様子の引継ぎ、事業所での状況の引継ぎが難しい。小学校の誰がコーディネーターでどんな仕事をしているのか分からない。定期的な顔合わせの会ができないか。</p> <p>・課題の解決策 連絡ノートなどでの事業所と学校のやり取りをする。保護者を介して連絡する。</p>
<p>緊急時の連絡について</p> <p>・連絡方法 特に決めていない。</p> <p>・連絡内容 体調不良など</p> <p>・緊急時連絡についての課題 どのような状況の時にどのように連絡を取り合うか、取り決めがない。</p> <p>・課題の解決策 個別の支援計画に基づき、共有が必要な内容についての連絡マニュアル作りが必要。</p> <p>・緊急対応マニュアル作成の有無 無し</p> <p>・緊急対応マニュアル作成の必要性の有無と内容 学校での緊急時に、学校と事業所で相談する機会はまだ無いように感じる。本人が不調時にどう対応するか等について、保護者も交えた対応マニュアルは必要かもしれない。</p>

表 1 4 事例 2 の聞き取り内容（回答者：B小学校教員）

<p>日常の連絡について</p> <hr/> <p>・連絡方法 下校時に口頭で伝えている。事業所側は学校と家庭間の連絡帳を見る例もあるようだが、学校側は（許可をもらっていないので）事業所と家庭間の連絡ノートは見えていない。</p> <p>・連絡内容 体調，学校での活動の様子， （保護者経由で）下校時刻の変更，行事予定等</p> <p>・日常連絡についての課題 事業所で発作があった時の様子や行事等での様子（疲れ具合など）について知りたいが，事業所から学校に連絡はないので，保護者から話がなければわからない。 送迎だけ担当しているような人が事業所から迎えに来た場合，連絡をしてよいものか迷うことがある。 事業所での行事の予定など知りたい。 事業所で宿題をしているが，充分できていないことが多く，一人で取り組める簡単なものに変えた方がよいか等悩んでいる。</p> <p>・課題の解決策 事業所の連絡ノートを見せてもらえるよう，保護者や事業所に許可を得る。 必要な時は学校（担任）からも記入できるようにしてもらう。 事業所の行事予定表をもらっておく。 宿題をする時の手だて等について連絡する。個別の指導計画を活用する。</p>
<p>緊急時の連絡について</p> <hr/> <p>・連絡方法 学校（担任）→母親の携帯電話→事業所 事業所→母親→学校（担任）</p> <p>・連絡内容 事業所の迎えが来ない時 発熱や発作など体調不良の時（授業中でも保護者が迎えに来ることができない時は事業所の迎えが来ることあり）</p> <p>・緊急時連絡についての課題 保護者に連絡がつかない時どうするか。</p> <p>・課題の解決策 保護者に連絡がつかない場合の事業所との連絡方法を決めておく。</p> <p>・緊急対応マニュアル作成の有無</p>

なし。

・緊急対応マニュアル作成必要性の有無と内容

必要性有り。下校の際の発作，送迎時の事故

（４）結果のまとめと考察

事業所と小学校の相互連絡の特徴として、「下校時の連絡は短時間で送迎担当者も一定しないため十分な内容の伝達ができないこと」、「下校時以外の直接連絡はほぼ無く，必ず保護者を介して連絡していること」が挙げられる。事業所は「小学校の連絡窓口が不明であること」，小学校は「事業所の様子や宿題の取り組み方について連絡が難しいこと」を日常連絡の課題として回答した。連絡帳については，今回聞き取った事業所及び小学校とも「許可が無い限り，相手方の連絡帳を参照することはない」と回答している。

緊急連絡については，双方とも「体調不良」に関して連絡の必要があるとしているが，「保護者に連絡がつかない時，相互の直接連絡について取り決めがない」ことが課題であるとしている。

事業所と小学校間の直接連絡の必要性は高いといえるが，「事業所と小学校の連携に関するアンケート調査」でも明らかになったように，定期的な会議の開催等は時間的な制約が大きく困難であり，電話や連絡帳など双方が簡便に直接連絡できる方法を確立することの重要性が裏付けられた。現状において，相互の連絡は保護者を介してなされており，互いが直接連絡を取り合うためには「保護者の許諾」を得るための条件整備がポイントである。また，事業所及び小学校の双方にとって「互いの連絡窓口」を明らかにすることも大切な条件である。

3 事業所及び学校における支援計画・指導計画の試行的な交換

(1) 目的

事業所と小学校の間で事例の「個別の支援計画等の指導目標と手立て」を交換する試みを通して、こうした情報交換に必要な保護者同意や相手方への説明等の手続きの整備を図るとともに、交換により得られた有意義な情報の内容、追加情報の収集の必要性、連携可能な指導内容等について検討する。

(2) 方法

今回、支援計画・指導計画の試行的な交換を実施するにあたり、事前に事業所及び小学校の支援計画等の書式を比較したところ、「支援計画」「個別の教育支援計画」と名称が類似していても、互いの記述内容には大きな差があることが分かった。双方に有意義な情報交換となるためには、具体的に記述された指導目標や手立てが交換されることが重要である。そのため、交換の対象とする内容を「「個別の支援計画」「個別の指導計画」等に記述された「指導目標や手立て」」と規定した。

その上で、「保護者の同意書」、「相手方事業所・小学校への説明資料」、「支援計画・指導計画交換の留意点と手順」、「支援計画・指導計画交換に関するレポート書式」を作成した（資料4～7）。「支援計画・指導計画交換に関するレポート」は、事業所及び小学校の担当者が支援計画・指導計画の交換の効果や感想を記述するために作成した。記述項目を表15に示した。

表15 「支援計画・指導計画交換に関するレポート」記述項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 交換した支援計画・指導計画には、支援や指導のヒントになる情報がありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。2. 相手方に詳しい情報を尋ねたい内容はありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。3. 相手方と協力して指導したい内容はありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。4. その他、御意見等があればお書き下さい。 |
|---|

実際の支援計画・指導計画の交換は、事例1，2の利用事業所及び在籍校の間で行った。

(3) 結果

事例1, 2において, 事業所及び小学校の相互で「交換した支援計画・指導計画の内容(抜粋)」と, 交換後に事業所及び小学校の担当者が記述した「支援計画・指導計画交換に関するレポート」の内容を, 表16~19に示した。

表16 事例1: 交換した支援計画・指導計画の内容(抜粋)

A事業所の支援計画	C小学校の指導計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルスキルトレーニングの中で相手の気持ちを考えて言葉を使う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平仮名や片仮名, 漢字を書いたり読んだりする。 ・ 足し算, 引き算をする。 ・ 生活科で幼稚園児との交流活動をする。 ・ 図工で課題に応じて作りたい物を考える。 ・ チャイムや教師の声かけにより生活の流れが分かって行動する。 ・ 学習に必要な物を持って教室移動をする。

表17 事例1: 支援計画・指導計画交換に関するレポートの記述内容

A事業所	C小学校
<p>1. 交換した支援計画・指導計画には, 支援や指導のヒントになる情報がありましたか? あれば, その内容をお書き下さい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習面での支援について, 具体的方法などが記載されていたものもあり, 関わる際に参考にできると思う。 ・ 日中活動についても, 学校での取り組みがわかれば関連した活動の提案もできると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が学校生活に慣れるに従い, 対人関係で支援・指導することが増えた。短期目標を「友達に対して優しい言葉遣いができるようになる」とし, 常時指導に加え, ソーシャルスキルトレーニングで様々な場面を想定し, 繰り返し話し合う取組は重要であると思う。
<p>2. 相手方に詳しい情報を尋ねたい内容はありましたか? あれば, その内容をお書き下さい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの科目について, 支援の具体的な方法や, 取り組む際の注意点(した方が良く, してはいけないこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルスキルトレーニングをいつ, どのような設定(内容, 人数, 年齢等)で行い, 目標に対する振り

についてわかれば参考になると思う。	返り（評価）をどのようにしているのか分かれば参考になると思う。
3. 相手方と協力して指導したい内容はありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。	
・他児との関わり（異年齢児も含めて）について、どのように伝えていくかを統一して支援していく方がよいのではないかと思う。	・同年齢児や異年齢児との関わり方や学習の進め方（内容・本人の意識）について、統一できたらと思う。
4. その他、御意見等があればお書き下さい。	
・学校での支援内容や場面と、事業所でのそれとでは違うことが多いと思う。学校でできない部分を事業所で補い、その情報を学校に伝えて連携していくような流れが必要ではないか。 ・学習面での補助が必要な児に対しては、教え方の共通理解をする必要がある。その際に、事業所の持つ専門性も活かせるような場があればよいのではないか。	・小学校では、支援学級担当と学年担当の2名が児童の生活と学習をほぼ把握している。事業所と連携する際には、伝達ルートの明確化と個人情報の開示内容についてしっかりした話し合いと取り決めが必要であると思う。

表18 事例2：交換した支援計画・指導計画の内容（抜粋）

D事業所の支援計画	B小学校の指導計画
<ul style="list-style-type: none"> ・一人で衣服着脱等の身辺処理をする。 ・小集団で他児と遊ぶ。 ・日課の中で宿題等の学習をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手順書を見て体操服に着替える。 ・見聞きした事を簡単な言葉で話す。 ・5までの具体物を数える。 ・はさみで連続切りをする。 ・きまりを守って運動をする。 ・友だちに「貸して」という。

表19 事例2：支援計画・指導計画交換に関するレポートの記述内容

D事業所	B小学校
1. 交換した支援計画・指導計画には、支援や指導のヒントになる情報がありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。	
・絵カードや手順書で着替えや片付けの手順を伝えていること。同じカードや手順書があれば本人も戸惑うことな	・衣服の着脱、食事に関することや宿題等学習の時間を取り入れることが目標になっていることがわかり、

<p>く、スムーズに行動できるのではないか。</p>	<p>学校と事業所での手だてを統一することで、本人が混乱することなく効果的な支援・指導ができると思った。</p>
<p>2. 相手方に詳しい情報を尋ねたい内容はありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ どれぐらいの頻度で他児と同じ授業を受け、同じ内容を行っているか？ ・ 保護者と面談した内容（保護者が学校に希望すること等）も連携できれば福祉と教育の役割が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿題等学習に取り組む時の環境設定はどうしているのか（学校では、周りが気になる時は衝立などで刺激を減らす）。学習に取り組む時は、常に問いかけや促しなどができる状況か、または一人で取り組む時間が長いかなど知りたい。その状況によっては、宿題の内容を変える必要があるのではないかな。 ・ 事業所では、他児とトラブルなく過ごすことができているか。本人に課題があるとすればどのような課題か知りたい。 ・ 体調が悪い時に医師や看護師に見てもらったりすることがあるのかどうか。体調の悪い時の対応状況について知りたい。
<p>3. 相手方と協力して指導したい内容はありましたか？あれば、その内容をお書き下さい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調面の配慮、発作児の対応、対策。 ・ 宿題等学習面で先生が特に配慮されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の支援状況に応じた宿題の内容を考えたい。 ・ 本人が自主的に適切な順番で着替えることができるよう、手順書などを活用して協力して指導したい。
<p>4. その他、御意見等があればお書き下さい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースによっては担任の先生と何回も面談をしたり、ケース会議を行うことで密な連携が取れている児童もいる。 ・ 授業が無い時間や昼休み等、短時間でも学校に訪問することは可能なので、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎の方が本人の担当者とは限らないし、時間的にも難しいので、送迎時に支援・指導方法等について話をすることができていない。また、児童が下校してからでないと話し合いの時間を取ることが難しい状況で

<p>些細なことでも声かけしてもらって良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉が連携できる方法を探りながら協力したい。 	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで直接電話で連絡を取り合うということをしていなかったが、保護者と連絡が取れない時や事業所での様子などについて知りたい時に、直接電話で話をさせて頂けると有り難い。
---	---

(4) 考察

今回、支援計画・指導計画の試行的な交換を実施するにあたり、事前に事業所及び小学校の支援計画等の書式を比較したところ、「支援計画」「個別の教育支援計画」と名称が類似していても、互いの記述内容には大きな差があることが分かった。双方にとって有意義な情報交換を行うためには、あらかじめ交換する情報の内容を明確に規定しておくことが必要であろう。その際には、具体的に記述された指導目標や手立てが交換されることに留意すべきである。

また、事業所と小学校で社会性の指導に関する内容が共に設定されており、これについてより詳細な情報交換の必要性は高いことが分かった。社会性の指導に関する内容については、相互が連携して指導を進める実践研究が必要であろう。

小学校からは教科指導についての専門性を事業所に伝達することに意義が大きいと考えられる。事業所の場合には、それぞれが有する専門性に応じて社会性のトレーニングや障がい特性に応じた個別指導などの情報を小学校に提供できると考えられる。今後は、こうした相互の情報提供が促進される環境整備について、実践研究を通して明らかにする必要がある。

交換した個別の支援計画等について、相互が追加の情報収集を行うためには、電話や面談等による直接の情報交換が必要だが、事業所と小学校において情報交換が可能な時間帯にズレがあり、これが相互連絡を阻害している要因の一つである。それぞれが連絡を取りやすい時間をあらかじめ設定しておくなどの工夫も必要であろう。

IV 理解啓発の取組

1 発達障がい教育講演会

(1) 目的

発達障がいのある人を支援する教育及び福祉機関共催の講演会として、広く一般県民を対象に発達障がいのある人への理解啓発を図る。

(2) 開催概要

日時 平成28年11月3日(木)

会場 徳島県立総合教育センター

講師 有限会社アズ代表取締役 アズ直子 氏

演題 「自覚できない 伝えられない。今 私が大人のことばで語る 発達障がいの子の本当の気持ち」

(3) 講演内容

講師のアズ直子氏は、自身がADHD傾向のあるアスペルガー症候群の診断を受けている。発達障がい当事者としての立場から、自身が経験されたエピソードや生活上の工夫等をわかりやすく参加者に語りかけ、同時に周囲に求められる理解や支援等についても多くの示唆を与える講演であった。

(4) 参加者数

総数	496名
内訳	教育関係者122名、療育関係者12名、医療関係者24名、福祉関係者92名、当事者29名、当事者家族77名、学生29名、その他67名、子ども44名

(5) 参加者の感想

- ・発達障がいの人を聞く機会がなかったので大変参考になった。仕事をするうえで、講演会の話の念頭に置いて利用者に支援をしていきたい。
- ・全員が気持ちよく講演を聴ける環境作りがとてもよかった。合理的配慮の大切さに気づくことができた。また、発達障がいのある人には様々な過敏性を持ち苦しんでいる人もいることを知った。生きづらさを理解し、それを緩和できる工夫を一緒に考えていけるような養護教諭になりたい。
- ・自分も同じ障がい特性があるので、共感を持ちながら聞いた。リラックス方法や困難なときの対処法なども披露してくれたので大変良かった。

2 教育及び福祉関係者対象研修会

(1) 目的

教育及び福祉関係者を対象として、学習や行動につまずきのある子どもの見方や褒め方、支援者間のコミュニケーションの取り方等に関するグループ演習を行う。

(2) 開催概要

日時 平成28年11月27日(日) 13:30～16:30

会場 徳島県立総合教育センター

講師 大阪樟蔭女子大学 講師 田中善大 氏

演題 「特別支援に役立つ子どもの行動の見方・捉え方」

(3) 研修内容

- ・行動を具体的に記述するグループワーク、褒め方ワーク、教育と福祉の支援者間のコミュニケーションワーク

※演習教材を資料8, 9に示した。

(4) 参加者数

総数	33名	
内訳	教育関係	幼稚園1名, 小学校10名, 中学校5名, 教育委員会2名
	福祉関係	児童発達支援センター関係職員15名

(5) 参加者の感想

- ・増やしたい行動を具体的にすると、すぐ褒めること出来ると思いました。
- ・褒める基準をぐっと下げて、子どもの『O』を沢山見つけることが大切。
- ・学んだことを保護者に伝え、児童との適切な関わりを形成したい。
- ・教育と福祉関係者がグループワークを実施し、非常に貴重な機会となった。

3 福祉関係者研修会

(1) 目的

福祉関係者に対して、応用行動分析学の教授法である不連続試行トレーニング(Discrete trial training; DTT)を用いて、発達障がいのある子どもに生活に必要なスキルを習得させるための研修会を行う。

(2) 開催概要

日時 平成29年2月20日(月) 9:45～16:00

会場 徳島県立総合教育センター
講師 NPO 法人 ADDS 西内祐二 氏

(3) 研修内容

- ・模倣，マッチング，挨拶，着替え，ソーシャルスキルトレーニング，指示の出し方，強化方法，修正方法等

(4) 参加者数

総数	50名
内訳	放課後等福祉デイサービス事業所職員等

(5) 参加者の感想

<ul style="list-style-type: none">・ほとんどが演習で，現場で実施できそうな身近な課題が多かった。・プロンプト，強化子の再設定，トークン等，様々なロールプレイができた。・子どもの誤反応の時の対応方法が大変勉強にになった。・普段の療育が ABA や DTT につながっていることが再確認できた。

4 教育関係者研修会

(1) 目的

教員等に対して，発達障がいのある子どもを含む学級の運営や支援のポイントに関する研修を行う。

(2) 開催概要

日時 平成29年3月11日（土）13：00～16：00

会場 徳島県立総合教育センター

講師 プール学院大学 准教授 松久眞実

演題 「発達障がいのある子どもをつつむクラスづくり」

(3) 研修内容

- ・発達障がいのある子どもを含む学級の運営や支援のポイント

(4) 参加者数

総数	71名
内訳	幼稚園3名，小学校25名，中学校34名，特別支援学校4名，適応指導教室1名，福祉機関4名

(5) 参加者の感想

- ・ 経験をもとにした話で共感できた。今までのいじめの指導が、いじめる側に重点を置かず指導していたことに気づいた。
- ・ リフレーミングを授業で扱いたかったのでよい勉強になった。
- ・ 特別支援教育も生徒指導もつながっていることを感じた。
- ・ 「4月が大事」「子ども同士で裁かない」という言葉が心に刺さった。
- ・ 学級はじめの1ヶ月を子どもたちとどう過ごすか、初心に戻って考えたい。

5 教育相談事業

(1) 目的

徳島県内の学校等における教育相談を通して、教員等に対して発達障がいの可能性のある幼児児童生徒の具体的な対応方法についての助言を行う。

(2) 開催概要

実施学校名 板野西幼稚園

日時 9月23日(金) 10:00～15:00

講師 徳島大学 教授 山本真由美 氏

実施学校名 神宅小学校

日時 10月31日(月) 13:25～17:00

講師 鳴門教育大学 教授 井上とも子 氏

(3) 内容

板野西幼稚園	生活全般で不適応行動が見られる園児に対する支援のあり方
神宅小学校	発達障がいと疑われる通常学級の複数児童への支援、学級全体の授業づくり(授業規律、個に応じた支援、ユニバーサルデザイン授業)

(4) 参加者の感想

板野西幼稚園	<ul style="list-style-type: none">・ 対象児の実態に合わせた取組ができるようになった。・ できることや興味をもっているものを探し、具体的に褒めることで自己肯定感を養っていきたい。・ 小学校への引き継ぎも具体的にできるようにしたい。
神宅小学校	<ul style="list-style-type: none">・ 視覚支援、注目させて指示を職員で共通理解した。・ 学習、生活規律のための「スクール・スタンダード」を提案するきっかけになった。

V まとめと今後の方向性

1 平成28年度取組のまとめ

平成28年度「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業（放課後等福祉連携支援事業）」において行った取組と成果は以下の通りであった。

取組1「藍住町内の放課後等デイサービス事業所と小学校との連携に関する実態調査」において、藍住町内における放課後等デイサービス事業所と小学校との連携の現状と課題を明らかにするために質問紙による調査を行った。その結果、事業所と小学校で共通して取り組む内容(教科学習・宿題, 社会性の指導等)があること, 両者とも相互連絡の必要性については感じていること, 定期的な会議の開催等は困難であることが明らかになった。

取組2「福祉連携校, 放課後等福祉機関における日常及び緊急連絡方法に関する事例調査」において, 事業所と小学校における日常及び緊急連絡に関する課題と解決策を明らかにするために, 福祉連携校及び連携事業所の事例調査をおこなった。その結果, 事業所と小学校間で直接連絡を取ることに必要性は高いが, 互いのカウンターパートや連絡可能時間が明らかでなく, 保護者の同意手続きが確立していない等により困難であることが明らかになった。

取組3「事業所と小学校間における個別の支援計画等の試行的な交換」において, 事業所と小学校の間で事例の「指導目標と手立て」を交換する試みを通して, 情報交換に必要な保護者同意等の手続きの整備を図るとともに, 得られた情報の内容や連携の可能性について検討した。その結果, 設定した事例において, 事業所と小学校間で個別の支援計画等の交換する手順, 保護者の同意を得る手続きを確立することができた。また, 事業所と小学校間で共通する指導内容(教科学習・宿題, 社会性の指導等)について連携の必要性があること, それぞれが専門性を有する内容(小学校は教科指導, 事業所は社会性の指導法や障がい特性に応じた個別指導)について情報交換できる可能性があること等が明らかになった。

取組4「発達障がい児及び放課後等福祉連携に関する研修等の開催」において, 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携についての理解啓発及び専門性の向上を目的に, 県民対象の講演会1回(参加者:約500名, 内容:発達障がい当事者による障がい特性の理解啓発), 教育・福祉関係者対象の研修会3回(参加者:約150名, 内容:発達障がい児の障がい特性理解, 指導法, 集団づくりのポイント), 学校コンサルテーション2校(内容:発達障がいのある幼児児童の指導への助言)を実施した。

2 平成29年度の方向性

平成29年度の取組においては、①事業所と小学校間の日常及び緊急時の直接連絡の円滑化に関する実践研究を行うとともに、その適用事例の拡大を図ること、②相互で個別の支援計画等の「指導目標と手立て」を共有した指導及び支援について事例研究を行うこと、さらに、③これらの取組を藍住町内の学校及び事業所に拡大する試みを通して藍住町における「放課後等福祉連携モデル」を提案することが課題である。

今回の実践研究から、現状では事業所と学校間の連絡は保護者を介してなされており、相互の直接連絡や個別の支援計画等の情報交換を可能とするためには「保護者の許諾」を得る手続きの確立が欠かせない。個別の支援計画、教育支援計画は、全ての事業所及び学校で作成されており、こうした書式の中には「個人情報の使用範囲に関する保護者許諾」の手続きも含まれている。そうした許諾手続きの中に、「事業所と学校間の直接連絡」、「個別の支援計画等の情報交換」等の内容を位置づけることで、相互の連携による支援を深化させることができるであろう。

事業所及び学校の相互で指導目標や手立てを共有した事例研究を行うにあたっては、連携した支援、指導の効果を検証するための指標をあらかじめ明らかにするとともに、双方の担当者だけでなく保護者による評価を行うことが大切である。また、相互連携にかかる業務は、これまでの指導、支援業務に付加されるものであるため、連携により生じるコストを評価し、それを減少させる手立ての検討を行うことも重要である。

福祉連携校及び連携事業所における取組を藍住町の他の学校や事業所に拡大するにあたっては、特別支援地域連携協議会を活用することの有効性が考えられる。特別支援地域連携協議会は、市町村レベルで地域の現状と課題に即して教育や福祉、医療等の関係機関と連携し、ネットワークを構築する中で特別支援教育を推進する目的で設置されており、関係者間の連携を構築する場として適している。藍住町において特別支援地域連携協議会を中心とした連携モデルを構築することができれば、同様なモデルを他の市町村に敷衍、拡大できる可能性が高まる。また、今回の実践研究の中で、事業所と学校の間で「互いの連絡窓口」や「連絡可能な時間帯」が明らかでないことが分かった。特別支援地域連携協議会は、放課後デイサービス事業所と学校それぞれが「互いに顔の見える関係」を構築する場として有効であると考えられる。

また、徳島県教育委員会においては、引き続き県下全域を対象とした発達障がい児及び放課後等福祉連携に関する理解啓発及び専門性の向上の研修等を実施する中で、藍住町における放課後等福祉連携モデルを他の市町村に拡大する手法についても検討を行うことが必要である。

VI 文献

厚生労働省（2014）第2回障害児支援の在り方に関する検討会報告書.

厚生労働省（2015）『放課後等デイサービスガイドライン』に係る周知について.

厚生労働省（2016）平成27年度社会福祉施設等調査の概要.

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（2010）障害のある子どもの放課後活動制度化に向けて—全国アンケート調査から.

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（2014）放課後等デイサービスの現在—全国アンケート調査から.

徳島県（2017）障害児通所支援事業所の指定状況について【H29.2.1 現在】.

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2016030100229/>（2017年2月20日アクセス）

Ⅶ 資料

- 資料 1 教育福祉連携研究地域運営協議会設置要綱
- 資料 2 放課後等デイサービス事業所と小学校との連携に関する調査(事業所版)
- 資料 3 放課後等デイサービス事業所と小学校との連携に関する調査(小学校版)
- 資料 4 事業所と学校間の支援計画・指導計画の交換に関する保護者同意書
- 資料 5 事業所及び小学校への支援計画・指導計画の交換に関する説明資料
- 資料 6 支援計画・指導計画交換の留意と手順
- 資料 7 放課後等デイサービス事業所と小学校の支援計画等の交換に関するレポート
- 資料 8 教育・福祉関係者対象研修会スライド資料
- 資料 9 教育・福祉関係者対象研修会ワークシート: 具体的な行動を記述する

資料 1

教育福祉連携研究地域運営協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 小学校等に在籍する発達障がい等のある児童に対する支援の充実のため、藍住町内の小学校等と放課後等デイサービス事業所との連携支援の在り方、並びに支援内容の共有化方法についての研究の推進を目的とし、「教育福祉連携研究地域運営協議会(以下、運営協議会という。)」を設置する。

(任務)

第 2 条 運営協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項の検討及び協議を行う。

- (1) 藍住町内の小学校等と放課後等デイサービス事業所における効果的な情報共有に関する事
- (2) 県下全域における学校と福祉機関の連携についての意識向上に関する事
- (3) その他、本事業の推進に関する事

(組織)

第 3 条 運営協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 特別支援教育及び福祉事業に関する専門知識を持つ者で徳島県教育委員会教育長が指名する者
- (2) 藍住町教育委員会教育長が指名する者
- (3) 徳島県教育委員会及び藍住町教育委員会の担当者

(会議)

第 4 条 運営協議会は、徳島県教育委員会特別支援教育課と藍住町教育委員会学校教育課が協議の上、招集する。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、徳島県教育委員会特別支援教育課と藍住町教育委員会学校教育課が処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は徳島県教育委員会特別支援教育課と藍住町教育委員会学校教育課が協議の上定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

資料 2

放課後等デイサービス事業所と小学校との連携に関する調査(事業所版)

事業所名()

問 1 現在、貴事業所の放課後等デイサービスの定員は何人ですか？

() 人

問 2 現在、放課後等デイサービス事業において、通常の小学校の児童※の利用がありますか？ ※特別支援学校小学部の児童は含みません。

(あり・なし)

問 3 「あり」の場合、可能であれば学年ごとの人数をお書き下さい。

1年()人、2年()人、3年()人

4年()人、5年()人、6年()人

問 4 貴事業所と小学校との間で、子供の情報のやりとりに課題があると思いますか。

(あり・なし)

問 5 「あり」の場合、どのような課題があると思うか、お書きください。

問 6 小学校との間で、情報交換のために「既に行っている取組」があればお書きください(例：小学校の参観日に出向く等)。

問 7 小学校との間で、「行ってみたい取組」のアイデアがあれば、お書きください。

問 8 多くの小学校では、障がいのある児童のために「個別の教育支援計画」を作成しています。利用児童の「個別の教育支援計画」を御覧になったことがありますか？

(全員あり・多くの場合あり・あるが少ない・なし)

問 9 放課後等デイサービス利用者に対して、「個別の支援計画(個々の子どもに指導の目標などを設定した計画)」を作成していますか？

(作成している・作成していない)

問 10 「作成している」場合、指導目標の例をいくつかお書きください(例：一定時間、学校の宿題に取り組む等)。

問 11 「作成している」場合、「個別の支援計画」の内容について、小学校と情報交換することはありますか？

(全員あり・多くの場合あり・あるが少ない・なし)

問 12 その他、放課後等デイサービス事業を利用する小学生について、課題と覚えることがあればお書きください。

御協力，誠にありがとうございました。

資料3

放課後等デイサービス事業所と小学校との連携に関する調査(小学校版)

学校名()

問1 現在、貴校に放課後等デイサービス事業所*を利用する児童がいますか？
(いる・いない)

問2 「いる」の場合、分かる範囲で結構ですので、学年ごとの利用人数をお書き下さい。

1年()人, 2年()人, 3年()人
4年()人, 5年()人, 6年()人

問3 貴校と事業所との間で、子供の情報のやりとりに課題があると思いますか。
(あり・なし)

問4 「あり」の場合、どのような課題があると思うか、お書きください。

問5 事業所との間で、情報交換のために「既に行っている取組」があればお書きください(例：教員が事業所見学に出向く等)。

問6 事業所との間で、「行ってみたい取組」のアイデアがあれば、お書きください。

問7 多くの放課後等デイサービス事業所では、障がいのある児童のために「個別の支援計画」を作成しています。事業所の「個別の支援計画」を御覧になったことがありますか？

(あり・なし)

*放課後等デイサービス事業所とは、おもに小学生以上から高校生までの学校に通っている障がい児が、放課後や学校休業日などに利用する通所の施設です。学校の帰りに、事業所の送迎を利用して通う例が見られます。

問8 放課後等デイサービスを利用する児童には、「個別の教育支援計画」を作成していますか？

(全員に作成している・一部の児童に作成している・作成していない)

問9 全員または一部「作成している」場合、指導目標の例をいくつかお書きください(例：一定時間、一人で課題に取り組む等)。

--

問10 「作成している」場合、「個別の教育支援計画」の内容について、事業所と情報交換することはありますか？

(全員あり・多くの場合あり・あるが少ない・なし)

問11 その他、放課後等デイサービス事業を利用する児童について、課題と感ずることがあればお書きください。

--

御協力，誠にありがとうございました。

資料4 事業所と学校間の支援計画・指導計画の交換に関する保護者同意書

平成 年 月 日

(保護者名)

様

(校長・施設長名)

放課後等デイサービス事業所と小学校の
支援計画・指導計画の交換に関する同意について

平素より大変お世話になっております。

今年度、私どもは文部科学省が実施する「放課後等福祉連携支援事業」を受け、徳島県教育委員会及び藍住町教育委員会とともに、学校と放課後等デイサービス事業所等の福祉機関との連携についての研究を進めています。

つきましては、事業所及び学校がお子様に対して作成する「個別の支援計画」「個別の指導計画」等に記述された「指導目標や手立て」を交換し、互いの共通理解を図ることで、お子様への指導、支援をより充実させる試みを実施したいと存じます。

以下の留意点をお読みいただき、この支援計画・指導計画の交換に同意いただけるようでしたら、別紙同意書に署名捺印の上、御提出下さい。

留意点

- ・交換した支援計画・指導計画は、当該学校・事業所でのお子様の指導や支援の充実及びこの研究の推進だけに活用し、その他の場面には使用しません。
- ・交換した支援計画・指導計画は、個人ファイルに綴じるなど関係者のみが見られる形で保管します。
- ・研究の報告をまとめる際には、氏名、学校名、事業所名など個人等が特定されるおそれのある情報は厳重に秘匿いたします。また、報告書等については、事前に保護者や関係者の方にご確認いただくようにします。
- ・本件について不明な点があれば、いつでも担当者が説明をいたします。

担当者

所属：

氏名：

平成 年 月 日

(校長・施設長名)

殿

放課後等デイサービス事業所と小学校の
支援計画・指導計画の交換に関する同意書

私は、放課後等デイサービス事業所と小学校の支援計画・指導計画の交換の
目的、留意点について了解しました。

放課後等デイサービス事業所（事業所名： ）と
小学校（学校名： ）の
相互の支援計画・指導計画の交換について同意します。

保護者氏名 _____ 印

資料5 事業所及び小学校への支援計画・指導計画の交換に関する説明資料

平成 年 月 日

(相手方：校長・施設長名)

殿

(校長・施設長名)

(公 印 省 略)

放課後等デイサービス事業所と小学校の
支援計画・指導計画の交換について

平素より大変お世話になっております。

今年度、私どもは文部科学省が実施する「放課後等福祉連携支援事業」を受け、徳島県教育委員会及び藍住町教育委員会とともに、学校と放課後等デイサービス事業所等の福祉機関との連携についての研究を進めています。

つきましては、対象児童の保護者の同意の下、事業所及び小学校の間で「個別の支援計画」「個別の指導計画」等に記述された「指導目標や手立て」を交換し、互いの共通理解を図ることで、児童への指導、支援をより充実させる試みを実施したいと存じます。

「別紙1 留意点、支援計画・指導計画の交換とレポートの手順」をお読みいただき、双方の支援計画・指導計画の交換に御協力いただけましたら大変ありがたく存じます。

担当者

所属：

氏名：

資料6 支援計画・指導計画交換の留意と手順

留意点

1. 交換対象は、対象児童の「指導又は支援目標」「支援の手立て、留意点」に関する部分です。「児童の実態」「保護者の願い」等は対象としますので御了承ください。
2. 交換した支援計画・指導計画は、当該学校・事業所でのお子様の指導や支援の充実及びこの研究の推進だけに活用し、その他の場面には使用しません。
3. 交換した支援計画・指導計画について、簡単なレポート（別紙2）を作成いただきます。
4. 交換した支援計画・指導計画は、個人ファイルに綴じるなど関係者のみが見られる形で保管します。
5. 研究の報告をまとめる際には、氏名、学校名、事業所名など個人等が特定されるおそれのある情報は厳重に秘匿いたします。また、報告書等については、事前に保護者や関係者の方にご確認いただくようにします。
6. 本件について不明な点があれば、いつでも担当者が説明をいたします。

支援計画・指導計画の交換とレポートの手順

1. 担当者が、保護者に取組への同意を求める。同意書は、担当者が対象児の個人ファイルなどに保管する。
2. 担当者（必要があれば県教委猪子）が、相手方に取組の説明を行い、交換及びレポート作成の依頼をする。
3. 担当者又は保護者が、対象児童の支援計画・指導計画を相手方に手渡すとともに、相手方の支援計画・指導計画を受け取り、学校又は事業所で保管する。
4. 事業所及び学校の双方でレポートを作成する。
5. 担当者又は保護者が相手方作成のレポートを回収し、担当者が自らのレポートと合わせて保管する。

資料 7

放課後等デイサービス事業所と小学校の支援計画等の交換に関するレポート

記入者名（ ） 所属（ ）

交換先の学校又は事業所名（ ）

以下の項目で当てはまるものがあれば、簡潔で結構ですので記述して下さい。

1. 交換した支援計画・指導計画には、支援や指導のヒントになる情報がありましたか？
あれば、その内容をお書き下さい。

2. 相手方に詳しい情報を尋ねたい内容がありましたか？
あれば、その内容をお書き下さい。

3. 相手方と協力して指導したい内容がありましたか？
あれば、その内容をお書き下さい。

4. その他、御意見等があればお書き下さい。

※記述枠が足りない場合は、別紙に記述していただきっても結構です。

<p>放課後等福祉連携支援事業 特別支援に役立つ子どもの 行動の見方・捉え方</p> <p>2016年11月27日 大阪樟蔭女子大学 児童学部 田中善大</p>	<p>田中善大 (大阪樟蔭女子大学 児童学部児童学科)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市発達障害者支援センター スーパーバイザー <ul style="list-style-type: none"> 発達支援の研修 / 巡回相談 浜松医科大学 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 福島県 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心のサポートアドバイザー 大阪府立子どもライフサポートセンター <ul style="list-style-type: none"> 「ソーシャルスキルトレーニング開発」 就学前の子どもの療育など <p>→ 発達の気になる子どもへの支援</p>	<p>今日の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの行動の見方・捉え方 <ul style="list-style-type: none"> ✓応用行動分析 ✓グループワーク 支援者間のコミュニケーション 
<p>発達に気になる児童</p> <ul style="list-style-type: none"> 言葉が遅れている。 落ち着きがなく、よく動く。 指示が通らない。指示通りに動けない。 極端に不器用である。 こだわりの強く、なかなか次の行動に移ることができない。 友達とのトラブルが絶えない。 <p>→ 気になる児童の中に「発達障害」のある子どもたちが含まれています。</p>	<p>発達障害の概念図</p>  <ul style="list-style-type: none"> 知的な遅れ 自閉症 広汎性発達障害 アスペルガー症候群 注意欠陥多動性障害 ADHD 学習障害 LD <p>• 生まれつきの脳機能の障害（母親の養育や環境のせいではない） → 療育や支援によって様々なことを身につけることができる。</p>	<p>子どもの行動の見方・捉え方： 応用行動分析</p> 
<p>行動のABC（ABC分析）</p>  <p>①行動</p> <p>行動の前の状況：時間、場所、人、活動、きっかけなど 行動の後の状況：周りの人の対応、行動の直後に起こったこと</p>	<p>行動を具体的に記述する</p> <p>「Aちゃんは、遊びのルールを守ることができませんです」</p> <p>「Bちゃんは、とても騒がしいです」</p>	<p>一行動を具体的に一記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> 観察することが出来ますか？ 回数を数えたり、時間を測ったり出来ますか？ 別の人に説明したときに、その人は正確に理解出来ますか？（数えることが出来ますか）？ <p>• 具体的な場面を思い浮かべてください。 • 主観的な言葉（楽しい、悲しいなど）、曖昧な言葉（ケンカ、パニック、空気が読めないなど） → より具体的に • 「していない」ことではなく、「している」ことを書いて下さい。「～しない」→「～せずに」○○をしている</p>

グループワーク

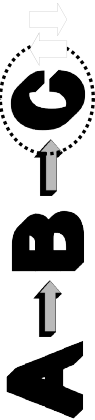
— 具体的な行動を記述する —

→ ワークシート：具体的な行動を記述する



行動の原理

- **行動が増えるとき (強化)**
 - 行動の直後に、その子にとっていいことが起こる (いいことがなくなる) と将来その行動が増える。
- **行動が減るとき (弱化)**
 - 行動の直後に、その子にとっていやなことが起こる (いいことがなくなる) と将来その行動が減る。



「X」ではなく
「O」に注目する

この子どもは、
何ができていますか？
この子どもに
何と声をかけますか？

X：「できてあたり前」

※ 『ADHDのペアレントトレーニング』
シニアアドバイザー(著)より

その子にとっていいこと

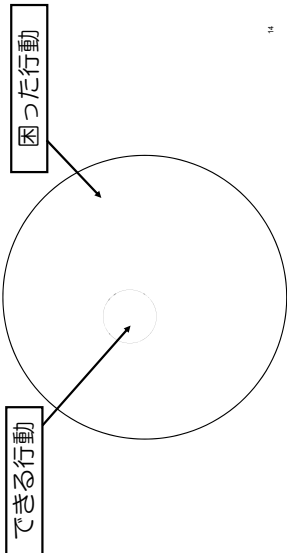
日常生活で多く見られるもの

- 先生のほめ言葉
 - 「よくがんばったね」「すごい！」「上手だね」
 - ジェスチャー：親指を立てる、手で「O」を作る
- 友達や先生からの注目 (視線も)
- 友達の話「すごいね」、リーダーに任命する
- 好きなもの・活動
- シール、カード、遊び、ゲーム、食べ物、飲み物
- 「一人だけできた！」など自分自身の達成感

→ 子どもの特性や体調などによって異なります

行動の前(A)	行動(B)	行動の後(C)
国語の時間に書く	ノートにひらがなを書く	先生：「ゆつくりと書いて書いて書いてね。ばっちりやわ」
給食の時間	いつもは飲まない牛乳を飲む	先生：「すごい！よくがんばったね」
自由遊びの時間	ポケモンの絵を書いて友達にあげる。	友達：「ありがとう！」

できる行動 (O) が増える
→ 困った行動 (X) が減る



ほめ方のポイント(行動→結果)

- 行動の直後にほめる！
 - 行動したら(し始めた)ら、その場ですぐにほめる
 - 園児：座る → 先生：「すごい！ちゃんと座れてるね」
- 行動が**続いているとき**に(くずれる前に)ほめる！
 - できていることを伝える・ほめる・ほめると継続しやすくなる
 - 園児：座っている → 先生：「いい姿勢で座れてるね」
- **具体的な行動**をほめる！
 - 【設定場面】脱線しないようほめ方(「しずかに座れてるね」)
 - どの行動がほめられたのか理解しやすい
 - 他の園児への指示になる
- **他の園児も**ほめる！
 - 対象園児への指示になる
 - みんなほめられるとうれしい！

「X」ではなく
「O」に注目する

この子どもは、
何ができていますか？
この子どもに
何と声をかけますか？

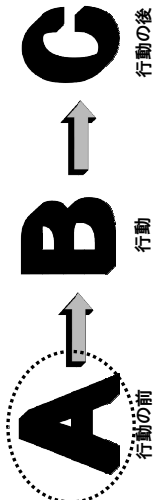
X：「できてあたり前」

※ 『ADHDのペアレントトレーニング』
シニアアドバイザー(著)より

ほめ方のポイント(行動→結果)

- よくない行動は**ほめない!**
 - ほめて育てる ≠ わるいこともほめる
 - できるだけ良いことを見つけてほめる
 - ほめないだけ = しかる効果

Aを変えることでBを変える



行動の前の状況 (A) を工夫することで
適切な行動を引き出す

19

○指示の工夫 (内容)

【具体的な指示】

- 「ルールを守りなさい」 → 「線の外からボールを投げて」
- 「ちゃんと座りなさい」

【シンプル (簡潔) な指示】 1つの指示で1つの行動

- 「自分の椅子を並べた人は、カバンからコップを出して、先生のところに来てね」

【肯定的な指示】 ×：「～しない」 → ○：「～します」

- 「廊下は走らない」
- 「呼び捨てにしない」

【指示の工夫】 選択肢を提示する

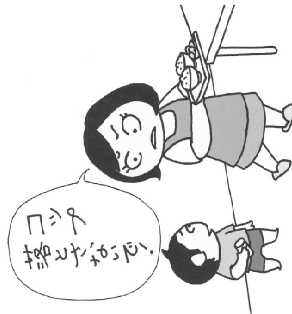


20

行動の前(A)の工夫

- 指示・手がかり・環境設定など
- 具体的な指示を出す、指差しを行う、見本を早せる、席の場所を工夫する、スマートフォンステップで課題を提示するなど

行動の前(A)	行動(B)	行動の後(C)
先生：全体に「帰る用意をしましょう」と指示を出す	お給かきをしている。	



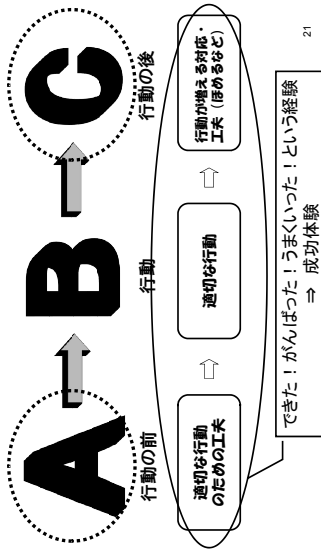
支援方法：指示の工夫



- できる指示(簡単な指示)を出す:A
- できるよりに支援する(失敗させない):A
- 少しでもできたら、すぐにほめる:C

指示を聞いてうまくいった、できたという経験を増やす

支援のABC



21



支援方法：指示の工夫 (出し方)

- 指示 + α
 - 指差的な手がかり：指差し、指示を黒板に書くなど
 - 見本を見せる (モデリング)
 - 身体的なガイド (誘導・補助)：席に誘導する
- 注目していることを確認して、指示を出す
- 名前を呼ぶ、声の強弱をつける、目を合わせる
- 全体指示を個別に行う
- 間接的な指示を出す
 - 近くで指示をくり返す、近くのできている児童を褒める

27

「何度言っても、できないです。」

- ・Aちゃんは、よく友達の色鉛筆を勝手に使ってしまう。
- ・友達が話してくると、先生は「勝手に使ってはいけないよ」とAちゃんに話をします。
- ・Aちゃんはその場では納得して「わかった」と言っていますが、次の日にまた同じことをしてしまいます。

行動の前(A)	行動(B)	行動の後(C)

子どもの行動(O・X)は、個人と環境との相互作用の結果です



さまざまな環境で子どもが安心して楽しく過ごすため
→現在の支援を別の支援者に継続することが重要！

支援を記録する

- ・支援を実施し、うまくいった
⇒ 支援を記録する(日々更新する)
- ・記録の記入方法
 - ・支援が必要な状況(状況・兆候等)：～のとき
 - ・支援内容：～があれば(～すれば)
 - ・できる行動：～(までは)できます

「何度言っても、できないです。」

行動の前(A)	行動(B)	行動の後(C)
行動の前(A) ～のとき 支援・工夫	行動(B) ～する	行動の後(C) 支援・工夫

「約束」したら、それが守れるように 支援していきましょう！

「△△できません」

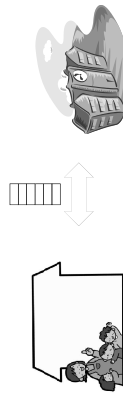
- 「座って話を聞く事はほとんどできません」
- 「集団での活動には、ほとんど参加することができません。」
- 「全体への指示で動けないことが多いです。」
- 「友達を叩いてしまうことが多いです。」

⇒支援方法と園児のできる行動(「□□があれば、○○できます」)を具体的に記録する。

記録は「それを見る人」を勇気付けるものに！

円滑なコミュニケーションのために

- ・お互いの文脈を理解する
- ・相手の文脈を考えて伝えることができる
- ・相手の文脈を考えて理解することができる



支援方法を共有し、支援者みんなで子どもの
「できる」を増やしていきましょう！

支援者間のコミュニケーション






記録作成にあたって

- ・支援がないとき(支援前)の児童の状況を具体的に記述する
 - ・「座って話を聞く事はほとんどできません」
⇒「課題の説明が長いと、5分くらいで席を立っています」
- ・現在の支援方法と園児のできる行動を員定期に記述する
 - ⇒「先生の近くの席で、課題の説明の際(特に最初)、定期的に『先生の顔を見て、しっかりと話が聞いているね』などと声掛けをすれば、10分くらいは座っていることができます。」

学習支援

- ・習得状況を把握する
 - ✓一人でスムーズにできるかどうか
 - スムーズにできるまで練習する
- ・好きなもの・ことを取り入れる
 - ✓課題
 - ✓課題後(強化)
- ・取り組む課題の順序を選択させる

<p style="text-align: center;">SST</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルスキル <ul style="list-style-type: none"> ✓人間関係の形成と維持に必要なスキル ✓学習によって獲得 ・ 手順 <ol style="list-style-type: none"> ①インストラクション(教示) ②モデリング(見本) ③リハーサル(練習) ④フィードバック ⑤定着化(般化) 	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">参考図書</p> <p>「できる！をのばす行動と学習の支援」 日本標準 山本淳一/池田聡子（著者）</p> <p>「応用行動分析で特別支援教育が変わる」 図書文化 山本淳一/池田聡子（著者）</p> <p>「発達障害の子どもを伸ばす魔法の言葉かけ」 講談社 shizu（著者）</p> <p>「読んで学べるADHDのペアレントトレーニング」 明石書店 シンシア・ウィッタム（著者）</p> <p style="text-align: right;">38</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">参考図書</p> <p>「インストラクショナルデザイン」 米田出版 島奈理</p> <p>「このまま使える！子どもの対人関係を育てる SSTマニュアル」 ミネルヴァ書房 服部隆志/大対香奈子（著者）</p> <p style="text-align: right;">39</p>
<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">参考図書</p> <p>神戸市発達障害ネットワーク推進室 資料室 http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/network/siryo.html</p> <p>「発達支援のためのチャレンジブック！」 ※行動分析学に基づく事例検討の手順</p> <p>「サポートブックの作り方・使い方ガイド2」 ※支援方法の共有について</p> <p style="text-align: right;">40</p>		

資料9 教育・福祉関係者対象研修会ワークシート：具体的な行動を記述する

1. 文中の下線部の記述を具体的な行動に書き直してください。

◆ Aくんは今日、遊びのときにルールが守れませんでした。

◆ Bくんは今日、苦手な学習に落ち着いて取り組むことができませんでした。

◆ Cくんは今日、学習プリントをしているときにかんしゃくを起こしました。

